

平成 28 年 8 月 31 日
内閣府（防災担当）

平成28年台風第10号に係る災害救助法の適用について
【第1報】

1. 災害の概要

平成 28 年台風第 10 号により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、北海道は 20 市町村に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【北海道】</p> <p>帯広市 (おびひろし)</p> <p>空知郡南富良野町 (そらちぐんみなみふらの ちょう)</p> <p>河東郡音更町 (かとうぐんおとふけちよ う)</p> <p>河東郡士幌町 (かとうぐんしほろちよ う)</p> <p>河東郡上士幌町 (かとうぐんかみしほろち ょう)</p> <p>河東郡鹿追町 (かとうぐんしかおいちよ う)</p> <p>上川郡新得町 (かみかわぐんしんとくち ょう)</p> <p>上川郡清水町 (かみかわぐんしみずちよ う)</p> <p>河西郡芽室町 (かさいぐんめむろちよ う)</p> <p>河西郡中札内村 (かさいぐんなかさつない むら)</p> <p>河西郡更別村</p>	<p>8 月 30 日</p>	<p>平成 28 年台風第 10 号により、多数の者が生命 又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ ており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>災害救助法 施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用</p>

(かさいぐんさらべつむら) 広尾郡大樹町 (ひろおぐんたいきちょう) 広尾郡広尾町 (ひろおぐんひろおちょう) 中川郡幕別町 (なかがわぐんまくべつちょう) 中川郡池田町 (なかがわぐんいけだちょう) 中川郡豊頃町 (なかがわぐんとよころちょう) 中川郡本別町 (なかがわぐんほんべつちょう) 足寄郡足寄町 (あしよろぐんあしよろちょう) 足寄郡陸別町 (あしよろぐんりくべつちょう) 十勝郡浦幌町 (とかちぐんうらほろちょう)			
---	--	--	--

2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等

<p>本件問合せ先 内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（被災者行政担当）付 園部、佐藤</p> <p>TEL 03-5253-2111（内線51359） 03-3593-2849（直通）</p>
